

## 表明および確約事項

申込人は、三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という）および三井住友トラスト・カード株式会社（以下、「保証会社」という）に以下の事項について、表明を行い、確約をします。

### 第1条

申込人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団員等が経営支配していると認められる関係を有すること
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

### 第2条

申込人は、自らまたは第三者を利用して次の各項の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行または保証会社の信用を毀損し、または銀行あるいは保証会社の業務を妨害する行為
5. その他前各項に準ずる行為

### 第3条

申込人は、暴力団員等もしくは第1条各項のいずれかに該当し、もしくは第2条各項のいずれかに該当する行為をし、または第1条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込人との取引を継続することが不適切である場合には、申込人は銀行または保証会社から融資内諾等有った場合でも、借入を受けられずあるいは保証委託契約に基づく保証を受けられないこと、または銀行から借り入れた後、あるいは保証委託契約に基づく保証を受けた後である場合でも、ローン契約あるいは保証委託契約に基づき、期限の利益を喪失し、あるいは保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済することがあることに合意します。

以上